

高等学校通信制課程の情報発信事業委託要項

令和7年8月12日
初等中等教育局長決定
令和8年2月12日改正

1. 趣旨

近年、義務教育段階の不登校児童生徒数の増大、修業年限の3年以上への弾力化等の影響もあり、平成10年以降、通信制高等学校の学校数・生徒数が急増しており、中でも生徒数は令和7年度において305,197人と増加の一途をたどっている。このような状況において通信制高等学校は、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学びのニーズへの受け皿として、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会の提供や、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きな役割を担っている。

一方で、通信教育の制度や特徴については、社会に正しく浸透しているものとは言い難い状況にある上、とりわけ広域通信制高等学校については、制度上、都道府県の圏域を越えて、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)第3条に規定される通信教育連携協力施設が設置されていることにより、施設所在地の都道府県以外の都道府県が認可した施設が存在している状況にある。さらには、当該施設においてなされる活動が教育課程内の内容であるのか、施設独自の活動であるのかについて判然としていない場合も多く存在する。これらのことから、生徒や保護者もしくは中学校の進路指導を行う教員等は、主として民間サイトの情報を手掛かりとして、進路指導や進路選択を行うことが想定される。この点、「高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ」(令和7年2月12日)において生徒や保護者もしくは中学校の進路指導を行う教員等が通信制課程の制度や特徴等を正しく理解できるよう、国などが分かりやすく情報を発信していくことが重要である旨の提言がなされている。

こうした現状を踏まえ、令和7年度において、高等学校通信教育の正しい制度や特徴、各通信制高等学校が公表すべき情報を一元的に掲載したりすることで、通信制高等学校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の教員、通信制高校を所轄する都道府県の職員等が適切な情報を得られるよう、情報発信サイトを構築したところである。しかしながら、各学校の状況は刻一刻と変わることから、毎年度その実態を調査するとともに当該情報発信サイトの更新を行う。

2. 委託事業の内容

(1) 通信制高等学校の実態調査のとりまとめ

通信制高等学校の実態調査の回答のとりまとめを行う。

(2) 通信制高等学校の情報発信サイトの構築・更新

(1)でとりまとめた情報について、通信制高等学校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の教員、通信制高校を所轄する都道府県の職員等が適切な情報を得られるよう、情報発信サイトを構築・更新する。

3. 団体等

文部科学省は、当該事業を実施する実施機関等(以下「実施機関等」という。)に対して、事業の実

施を委託する。ただし、実施機関が任意団体である場合には、次の要件を満たすこととする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ②団体等の意見を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること。

4. 委託期間

契約を締結した日から当該年度末日とする。

5. 委託手続

- (1) 委託内定後、団体等が業務の委託を受けようとするときは、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、事業計画書（別添様式第1）等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。なお、文部科学省は、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、人件費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。ただし、委託先が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようし、文部科学省が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払することができる。
- (3) 調査研究機関等は、経費に関する注意事項（別添）に基づき、適正に経費を執行すること。
- (4) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (5) 事業の実施過程において、各事業計画の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（別添様式3）を文部科学省に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が各事業計画額の20%を超えない場合についてはこの限りではない。
- (6) 文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。
- (7) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

7. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

- (2) 事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託申請書（別添様式2）を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託の相手方の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (3) 再委託を受けた団体等は、再委託を受けた事業の全部または一部を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 委託先は、調査研究が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書（別添様式4）を作成し、実証研究が完了した日から10日以内、又は委託契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出すること。
- (2) 委託先は、事業の成果普及等のため、上記（1）の委託事業完了（廃止）報告書のほか、成果物（成果報告書を含む。）を文部科学省に提出するものとする。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8.（1）により提出された委託事業完了（廃止）報告書について、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、実証研究に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記（1）において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

10. 著作権等

委託先は、実証研究により発生した権利がある場合には、原則として本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。

11. 委託の取消し

- (1) 文部科学省は、委託先が本委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認められるときは委託契約を解除することができる。
- (2) 文部科学省は、上記（1）による場合で、概算払により既に経費を支出した場合については、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。
- (3) 上記（1）により経費の返納を求められたときは、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により返納しなければならない。

12. その他

- (1) 文部科学省は、委託先における実証研究の内容が当該事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (3) 文部科学省は、実証研究の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、そ

の効果的な運営を図るため協力する。

(4) 調査研究機関等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(5) この要項に定めのない事項で実証研究の実施に必要な事項は、文部科学省が必要に応じて別途定めるものとする。